

誘導基準の見直し（建築物省エネ法）
及び
低炭素建築物の認定基準の見直し（エコまち法）
について

令和4年9月29日（木）



一般財団法人

宮城県建築住宅センター

本日のテーマ

- 1 誘導基準及び低炭素建築物の認定基準の省エネ性能（住宅）
- 2 低炭素建築物の認定基準における低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準
- 3 基準の見直しに伴う経過措置について

誘導基準及び低炭素建築物の認定基準の省エネ性能（住宅）

【改正前】

		地域区分			
		3地域	4地域	5地域	
建築物省エネ法 省エネ基準	一次エネ基準 (BEI)	1.0 ^{※1}			
	外皮基準	U _A 値	0.56	0.75	0.87
		η _{AC} 値	—	—	3.0
建築物省エネ法 誘導基準	一次エネ基準 (BEI)	0.9 ^{※1}			
	外皮基準	U _A 値	0.56	0.75	0.87
		η _{AC} 値	—	—	3.0
工口まち法 低炭素建築物認定基準	一次エネ基準 (BEI)	0.9 ^{※1}			
	外皮基準	U _A 値	0.56	0.75	0.87
		η _{AC} 値	—	—	3.0
Z E H基準	一次エネ基準 (BEI)	0.8 ^{※2}			
	強化外皮基準	U _A 値	0.50	0.60	0.60
		η _{AC} 値	—	—	3.0



【改正後】（2022年10月1日以降）

		地域区分			
		3地域	4地域	5地域	
建築物省エネ法 省エネ基準	一次エネ基準 (BEI)	1.0 ^{※1}			
	外皮基準	U _A 値	0.56	0.75	0.87
		η _{AC} 値	—	—	3.0
建築物省エネ法 誘導基準	一次エネ基準 (BEI)	0.8 ^{※1}			
	外皮基準	U _A 値	0.50	0.60	0.60
		η _{AC} 値	—	—	3.0
工口まち法 低炭素建築物認定基準	一次エネ基準 (BEI)	0.8 ^{※1}			
	強化外皮基準	U _A 値	0.50	0.60	0.60
		η _{AC} 値	—	—	3.0
Z E H基準	一次エネ基準 (BEI)	0.8 ^{※2}			
	強化外皮基準	U _A 値	0.50	0.60	0.60
		η _{AC} 値	—	—	3.0

一次エネ基準はBEI
0.9→**0.8**
外皮 (U_A値) 基準は
3地域 0.56→**0.50**
4地域 0.75→**0.60**
5地域 0.87→**0.60**
に引き上げられます

※1 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

※2 太陽光発電設備を除き、コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

低炭素建築物の認定基準における建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

- ZEH・ZEBの取組を推進する観点から、再生可能エネルギー利用設備の設置を要件化するとともに、改正前の選択項目のうち、1以上の項目に適合するものとする。

	【改正前（～2022.10）】
再生可能エネルギーの導入に関する要件	—
その他の要件	<p>○次の①～⑧のうち2項目以上</p> <p>①節水に資する機器（便器・水栓など）の設置 ②雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置 ③HEMS又はBEMSの設置 ④再生可能エネルギーと連系した蓄電池の設置 ⑤一定のヒートアイランド対策（屋上・壁面緑化等）の実施 ⑥住宅の劣化の軽減に資する措置 ⑦木造住宅又は木造建築物である ⑧高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用</p>

	【改正後（2022.10～）】						
再生可能エネルギーの導入に関する要件	<p>○再生可能エネルギー利用設備が設けられていること</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅（一戸建て）</td> <td>省エネ量+創エネ量（再エネ）の合計が基準一次エネルギーの50%以上であること※1</td> </tr> <tr> <td>住宅（共同）</td> <td>再生可能エネルギー利用設備が設けられていること</td> </tr> <tr> <td>非住宅</td> <td>再生可能エネルギー利用設備が設けられていること</td> </tr> </table>	住宅（一戸建て）	省エネ量+創エネ量（再エネ）の合計が基準一次エネルギーの50%以上であること※1	住宅（共同）	再生可能エネルギー利用設備が設けられていること	非住宅	再生可能エネルギー利用設備が設けられていること
住宅（一戸建て）	省エネ量+創エネ量（再エネ）の合計が基準一次エネルギーの50%以上であること※1						
住宅（共同）	再生可能エネルギー利用設備が設けられていること						
非住宅	再生可能エネルギー利用設備が設けられていること						
その他の要件	<p>○次の①～⑨のうち1項目以上</p> <p>①節水に資する機器（便器・水栓など）の設置 ②雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置 ③HEMS又はBEMSの設置 ④再生可能エネルギーと連系した蓄電池の設置 ⑤一定のヒートアイランド対策（屋上・壁面緑化等）の実施 ⑥住宅の劣化の軽減に資する措置 ⑦木造住宅又は木造建築物である ⑧高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用 ⑨V2H充放電設備の設置※2</p>						

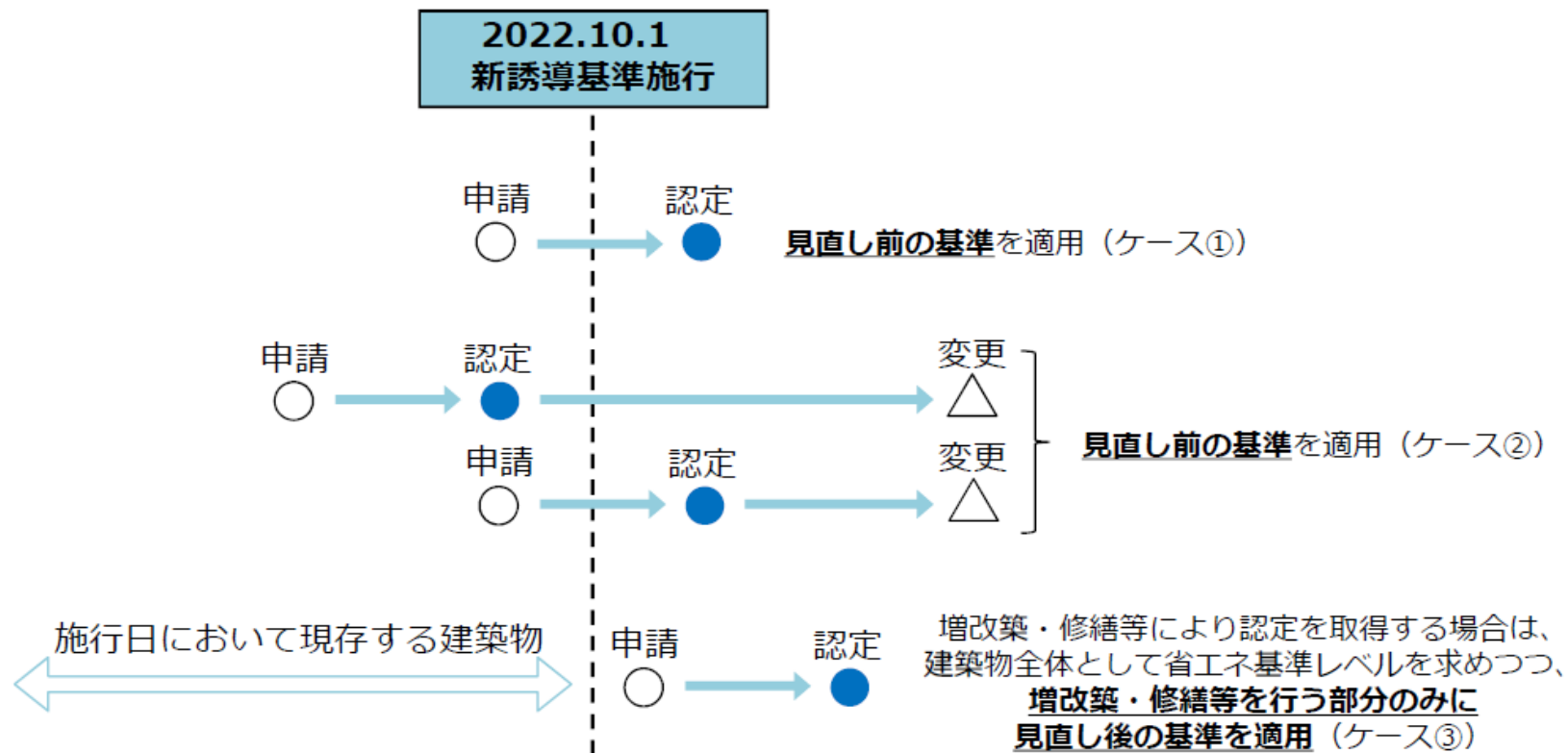
太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの設置が必須化

1項目に適合していれば可（木造住宅のみでOKです）

※1 家電等その他一次エネルギー消費量は除く。
 ※2 電気自動車に充電可能とする設備を含む。

誘導の見直しに伴う経過措置

- 誘導基準・低炭素建築物の認定基準の見直しに伴い、以下の通り経過措置を設ける。
 - ① 施行日以前に認定を申請している場合は、改正前の基準を適用する。
 - ② 施行日以前に既に認定を受けている場合、又は認定申請している計画に関する変更認定の場合は、改正前の基準を適用する。
 - ③ 施行日において現存する建築物について、増改築・修繕等を行う際には、基本、建築物全体として省エネ基準レベルを求めつつ、当該増改築・修繕等を行う部分のみに基準（改正後の基準）を適用する。



ご清聴ありがとうございました



一般財団法人

宮城県建築住宅センター

